

小規模事業者振興資金利子補給制度

☞ 次の事業融資資金が対象です。

- ① 武蔵村山市小口事業資金融資
- ② 都小規模企業向け融資（小口）
- ③ 都小規模企業向け融資（小規模企業）
- ④ 都 創業融資（創業）
- ⑤ 小規模事業者経営改善資金融資（マル経）
- ⑥ 武蔵村山市、東大和市、立川市、瑞穂町内にある銀行、農業協同組合、信用金庫、信用組合との直接契約による融資

☞ 申請ができる方は下記のとおりです。

- ☆ 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 3 項第 1 号から第 6 号までに規定する小規模事業者
※ 常時使用する従業員が 20 人（商業又はサービス業は 5 人）以下

- (1) 市内で同一事業を引き続き 1 年以上営み、現に当該事業を継続している法人又は市内に引き続き 1 年以上住所を有し、市内で同一事業を引き続き 1 年以上営み、現に当該事業を継続している個人であること。（運転資金、設備資金、緊急特別運転資金）
- (2) 現に当該事業を継続していること。（普通創業資金、特定創業資金）
- (3) 既に納期の経過した市税を完納していること。
- (4) この制度の同種の融資金を償還中でないこと。
- (5) 融資契約に基づき遅滞なく償還していること。

☞ 利子補給額は次のとおりです。

融資の種類	金額	年度内の限度額	利子補給期間
武蔵村山市 小口事業資金融資 (①)	1 年間の支払利子の 1 / 2 の額	なし	全償還期間中
その他の事業資金 (②～⑥)	1 年間の支払利子の 1 / 2 の額※	1 事業者当たり 10 万円	当初の償還 1 年間

※ 償還期間が 1 年未満のものは、支払利子の合計額の 1 / 2 の額

裏面に続きます

☞ 次の期間内に申請をしてください。

☆ 期限を過ぎると、申請できません。

融資の種類	申請期間
武蔵村山市 小口事業資金融資 (①)	融資を受けた日から1年を経過した日の属する月の翌々月末日まで ※償還完了年または、償還期間が1年未満の場合 償還完了した日の属する月の翌々月末日まで
その他の事業資金 (②～⑥)	融資を受けた日から1年を経過した日の属する月の翌々月末日まで ※償還期間が1年未満のものは、償還完了した日の属する月の翌々月末日まで

☞ 申請には、次の書類が必要になります。

法 人	個 人
小規模事業者振興資金利子補給申請書、貸付証明書、 小規模事業者振興資金利子補給金請求書、利子補給申請前確認リスト	
納税証明書 (既に納期の経過した直近のもの) 市町村税 (法人市民税、固定資産税・都市計画税)	納税証明書 (既に納期の経過した直近のもの) 市町村税 (市・都民税、固定資産税・都市計画税)
※ 念のため、市役所にお越しの際は、印鑑(法人の場合、代表印)、振込先口座のわかるものをお持ちください。本人以外のかたが申請に来られる場合は委任状が必要です。窓口に来るかたの本人確認ができる書類もお持ちください。	

問合せ先 ▶▶

武蔵村山市 協働推進部 産業観光課

商工係 042-565-1111 内線225

<https://www.city.musashimurayama.lg.jp/kurashi/sangyou/1012131/1005139/1000954.html>

